

(2) 特定秘密の指定及び解除等

本年次報告書の対象期間中、指定行政機関から特定秘密の指定及び解除の状況等について説明を聴取し、質疑を行った。

なお、質疑が行われなかった行政機関については、質疑の記載をしていない。

ア 国家安全保障会議（令和5年3月6日審査会）

政府参考人からの説明概要

国家安全保障会議では、令和3年末時点で8件の特定秘密を指定している。うち7件は令和2年末までに指定したもので、令和3年中に指定した特定秘密は1件である。

令和3年中、1件の特定秘密について指定の有効期間を5年延長した。令和3年中に指定の有効期間が満了したものはなく、指定を解除したものはない。

指定書等における記載について、1件の特定秘密の指定の有効期間の延長に伴い、指定書及び指定管理簿の記載を変更している。

イー① 内閣官房（国家安全保障局）（令和5年3月6日審査会）

政府参考人からの説明概要

国家安全保障局では、令和3年末時点で8件の特定秘密を指定している。令和3年中に国家安全保障局が指定した特定秘密は「令和3年10月から国家安全保障局が関係行政機関と共に実施した我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえた政府の対応方針等の検討の内容」という1件である。

令和3年中、2件の特定秘密について指定の有効期間を5年延長した。

令和3年中に指定の有効期間が満了したものはなく、指定を解除したものはない。

指定書等における記載について、2件の特定秘密の指定の有効期間の延長に伴い、指定書及び指定管理簿の記載を変更した。また、7件の特定秘密について、引用している内閣法の改正に伴い、指定書及び指定管理簿の記載を変更した。

イ② 内閣官房（事態対処・危機管理担当）（令和5年3月6日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）では、令和3年末時点で2件の特定秘密を指定している。いずれも領域の保全のために我が国の政府が講ずる措置又はその方針に関して指定したものである。

令和3年中、指定の有効期間を延長又は満了したものはなく、指定を解除したものもない。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問. 官-2と官-3については、[不開示情報]の対処方針についての情報という理解でよいのか。

[令和5年3月6日審査会]

[答弁概要]

- ・ [不開示情報]に関する情報である。

イ③ 内閣官房（内閣情報調査室）（令和5年3月6日、3月27日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

内閣情報調査室では令和3年末までに92件の特定秘密を指定しており、そのうち85件は令和2年末までに指定されたものである。

令和3年中に新たに指定されたのは、内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力関係で指定した1件、情報収集衛星の暗号関係で指定した2件、外国の政府等との情報協力関係で指定した2件及び人的情報収集関係で指定した2件の計7件である。

令和3年中に指定の有効期間の満了時期を迎えた特定秘密は6件である。これら6件について、指定の対象情報に係る諸情勢に変化がなく、指定の対象となる情報が漏えい又は公になった場合、情報収集活動が滞る、又は適時適切な対応ができなくなるなど、日本の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、本指定の対象情報は特に秘匿し続けることが必要であると判断した。また、指定の対象情報に係る諸情勢は少なくとも5年以内に変化することはないと判断し、当該6件について指定の有効期間を5年延長した。指定の有効期間を満了したものはない。

令和3年中に特定秘密の指定を解除・一部解除したものはない。

令和3年中、指定書及び指定管理簿の記載を変更したものは6件である。これら6件については、指定の有効期間の追記、有効期間の満了年月日などの変更を行った。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問. 官-70 と 71 の人的情報収集に関する特定秘密には、人的情報源の名前などが記載された特定秘密文書があると推察する。このような文書を多数の関係者で共有するような情報管理で問題ないのか。

[令和5年3月6日審査会]

〔答弁概要〕

- ・協力者の名前等の部分は、必要最小限の人間しか知り得ないように工夫し、必要以上に情報が拡散しないように取り組んでいる。

ウ 警察庁（令和5年3月27日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

警察庁では、令和3年末時点で45件の特定秘密を指定している。同年中には4件（①外国の政府等との協力関係、②国際テロリズム関係、③国内テロリズム関係、④人的情報源関係）の特定秘密を指定した。

これら4件は、いずれも従来から継続的に収集している情報等であって、1年ごとに期間を区切って指定をしているものについて、令和3年も期間を区切って特定秘密として指定した。

令和3年中に特定秘密の指定を解除（一部解除を含む。）したものはない。

令和3年中に特定秘密の指定の有効期間の満了を迎えたものが4件（①特定有害活動関係、②国際テロリズム関係、③国内テロリズム関係、④外国の政府等との協力関係）ある。個別に検討した結果、4件全てについて指定の有効期間を5年延長することとした。

令和3年中に指定の有効期間が満了した特定秘密はない。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問1. 要人の警護方法に関する情報は、どのような秘密区分で管理されているのか。

[令和5年3月27日審査会]

[答弁概要]

- ・要人警護に関する情報にも様々なものがある。これらの情報が記録された文書については[不開示情報]として、しっかりと管理している。

問2-1. 警-52の「人的情報源」とは、警察が何かの組織で情報収集をするときに情報を提供してくれる人の資料か。

[令和5年3月27日審査会]

[答弁概要]

- ・御指摘のとおり、警-52は、我々に対して国の安全保障に係る重要な情報を提供してくれる者についての情報である。
- ・仮に、この情報が漏えいした場合、情報を収集することが困難になる、あるいは、情報提供者の生命・身体に影響を及ぼすおそれがある、また情報が操作され、偽情報をもたらされることもあり得ると

いうことで、特段の管理をする必要があることから、3要件が充足していることを前提として、特定秘密に指定している。

問2-2. そのような情報提供者の氏名等の情報を、見ればすぐわかる文書の形で保管し続けることについて、懸念はないのか。

[令和5年3月27日審査会]

〔答弁概要〕

- ・文書を作らないという管理の仕方が、しっかりした管理と言えるかは疑問がある。我々としては、文書として残し、それを特定秘密という厳重な規則の中で管理し、情報漏えいが万一にも起こらないようにしているということである。
- ・非常に重要な情報であるので、引き続きしっかりと管理をしたい。

問2-3. 人的情報源の情報は、文書として残さないといけないというルールがあるのか。文書として残さずに扱っている例はないと考えてよいか。

[令和5年3月27日審査会]

〔答弁概要〕

- ・人的情報源の情報について、特定秘密として管理しているもののほか、もう少し低いレベルの管理をしているものもあるが、いずれにしても秘密文書としてしっかり管理している。

問3. 法別表第4号「テロリズムの防止に関する事項」の「テロリズム」とは、具体的にどのような行為を想定しているのか。

[令和5年3月27日審査会]

〔答弁概要〕

- ・テロリズムに関しては、テロリストあるいは特定の団体がテロを実行する意思を有しているかどうか、あるいはその能力があるかどうか、実際に計画があるかどうかを情報として把握した場合に、その内容について精査し、要件に該当するかを精査して、特定秘密として管理するものについて指定している。

エ 総務省（令和5年3月27日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

総務省が指定する特定秘密は、在日米軍が使用する周波数に関する情報である。

在日米軍の電波の使用については、日米安全保障条約の下、日米地位協定に基づき、日米両政府の当局間の取決めによることとされており、日米が使用する電波の混信防止の観点から、総務省と在日米軍で必要な調整を実施している。

総務省は、在日米軍との周波数調整において必要な文書を受領しており、そのうち、米国政府が「SECRET」として分類している文書を特定秘密に指定している。

令和3年末時点において総務省が指定している特定秘密は、昨年と同様、11件である。

これら11件の特定秘密は、各指定書に記載のとおり、「法別表第2号イ細目b」の「外国の政府等との協力の方針又は内容のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの」に該当することから、これら11件について、その機密性の高さから特定秘密に指定している。

これら11件の特定秘密については、特定秘密保護法に基づき、総合通信基盤局長が指名する職員のみが取り扱うこととしており、特定秘密の保護に必要な知識の習得等の研修を実施するとともに、特定秘密を取り扱う執務室等へのアクセス管理を徹底する等、厳格かつ適切に管理を行っている。

なお、令和3年中に特定秘密の指定の解除を行った事例はない。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問1. 総務省が指定する特定秘密11件は在日米軍が使用する周波数に関する情報とのことだが、総務省は在日米軍の周波数だけを特定秘密として指定しているということか。

[令和5年3月27日審査会]

[答弁概要]

- ・総務省が指定する特定秘密は、全て在日米軍の周波数に関するものであり、それ以外のものはない。

問2. 最近、海底ケーブルの防護の重要性が指摘されている。海底ケーブルが切断されると、通信機能などが麻痺してしまう。

通信を所管している総務省として、例えば、在日米軍の海底ケーブルがどこに敷設されているのかといった情報は、特定秘密にならないのか。

[令和5年3月27日審査会]

〔答弁概要〕

- ・海底ケーブル等の通信インフラに係る施設や設備の警戒警備は、各事業者が適切に行っているものと承知しており、現在、総務省では詳細な情報を保有していない。
- ・今後、もしそのような情報の提供を受けた場合には、適切に秘密保全を図っていく。

問3. 特定秘密管理者の官職として、「自治行政局長」が加わった理由は何か。

[令和5年3月27日審査会]

〔答弁概要〕

- ・令和4年6月の総務省特定秘密保護規程の改正により追加した。
- ・地方公共団体における情報システムの調達に関して、例えば、懸念国への対処やサプライチェーンリスク対策など、経済安全保障上の検討を行う必要が生じた場合に備え、地方公共団体における調達及びサイバーセキュリティ等を担当する自治行政局を追加したところである。

問4-1. 自衛隊は非常に高度なドローンを使い始めているはずだが、そのような装備品に関する周波数が特定秘密に指定されていないのはなぜか。

[令和5年3月27日審査会]

〔答弁概要〕

- ・自衛隊の装備品の周波数の取扱いは、自衛隊法第112条に基づいて行っている。当該周波数情報を特定秘密に指定するかどうかは、防衛省の側で判断されるべきものと考えている。

問4-2. 防衛省の方で、周波数を特定秘密に指定していないということか。

[令和5年3月27日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 装備品の周波数に関する情報は、周波数の使用に係る総務大臣の承認手続の中で、防衛省から申請という形で総務省に提供されている。
- ・ 特定秘密に指定するかどうかは防衛省側の判断であるが、現在、防衛省から特定秘密として提供されているものはない。
- ・ なお、当然のことながら、当該情報は非公開の取扱いとして、総務省としても厳格に管理している。

問5. 総務省が国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）と連携して研究開発している量子暗号通信技術は、安全保障上、大変重要なものである。こういったものを特定秘密に指定する考えはないのか。

[令和5年3月27日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 今後開発が進み、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあることから特に秘匿することが必要である情報があれば、特定秘密に指定される可能性はあると考えている。
- ・ 現時点で、特定秘密に指定しているものはない。

オ 法務省（令和5年3月27日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

令和3年中に、法務省において新たに指定又は解除した特定秘密はない。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問1. 法務省及び出入国在留管理庁の両者が、法－1及び出－1というように管理を分けている理由は何か。

[令和5年3月27日審査会]

〔答弁概要〕

- ・平成31年、法務省の入国管理局から出入国在留管理庁へ組織改編があった。その際に、法務大臣が出入国在留管理庁に当該特定秘密の提供を行った。
- ・出入国在留管理庁設置後も、法務大臣は出入国管理及び難民認定法に基づく重要な権限を有しているため、安全保障上の観点から迅速な対応を要する場合があります。踏まえて、当該特定秘密の保有を継続する必要があるため、出入国在留管理庁に併せて法務省も保有している。

問2. 保有する特定秘密の内容は、[不開示情報]と考えるが、なぜそれが一つしかないのか。

[令和5年3月27日審査会]

〔答弁概要〕

- ・これ以上の詳細な説明については、特定秘密の内容に関わることであるので、御容赦願いたい。

問3. この特定秘密の内容は、平成26年に作成されているとのことだが、その後、新しく作り変える必要はないのか。

[令和5年3月27日審査会]

〔答弁概要〕

- ・この特定秘密は、特定秘密保護法の施行前に内閣官房から提供されたものであるが、内閣官房とは常日頃から連絡調整を密にするなど必要な体制を構築している。
- ・将来的に、ある情報が特定秘密に該当するようなことになれば、指定について適切に判断していく。

問4-1. 法務省では、平成25年と平成26年に作成された当該文書のみが特定秘密に指定されているが、その背景は何か。

[令和5年3月27日審査会]

〔答弁概要〕

- ・当該情報は、特定秘密保護法の施行前に内閣官房から提供を受けていたもので、(同法施行時に)同法の規定に従って指定した。当該情報については現在も指定の要件を満たしており、指定を続けている。
- ・それ以外の情報も同法の趣旨等に従って特定秘密に該当するか判断してきたところであるが、現時点で特定秘密に該当するものはない。

問4-2. 特定秘密保護法ができる前にこの1件だけ情報が提供されて、それ以降は来ていないというのは不自然ではないか。

[令和5年3月27日審査会]

〔答弁概要〕

- ・法-1以外、法務省が特定秘密として指定する情報は提供されていない。

問5. この情報は、元々、内閣官房から特別管理秘密¹³として提供を受けており、特定秘密保護法施行時に、同法に基づいて特定秘密に指定したということによいか。

[令和5年3月27日審査会]

〔答弁概要〕

- ・そのとおりである。

¹³ 「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」(平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定)に基づき、「各行政機関が保有する国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項であって、公になっていないもののうち、特に秘匿することが必要なものとして当該機関の長が指定したもの」を「特別管理秘密」として指定し、その秘密を保護する制度。同制度は特定秘密保護法施行に伴い、廃止された。

カ 出入国在留管理庁（令和5年3月27日審査会）

(ア) 政府参考人からの説明概要

出入国在留管理庁が指定している特定秘密は令和3年末時点で1件である。これは法務省入国管理局時代に指定したもので、平成31年4月に当庁が設置された際に、特定秘密保護法第6条第1項の規定に基づき、法務省から提供されたものである。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問1. 出入国在留管理庁は、日本に出入りする人の規制をする官庁であることから、スパイや工作員の出入国に関する情報も有していると思うが、そうした情報が特定秘密に指定されていないのはなぜか。

[令和5年3月27日審査会]

[答弁概要]

- ・そうした情報については、特定秘密の指定要件に該当しないとの判断から、特定秘密には指定していない。しかし、そのような情報は厳重に保存、管理すべきものとして、秘密文書に指定し、管理することとしている。

問2. 危険人物等の入国情報について、外国政府から提供はあるのか。

[令和5年3月27日審査会]

[答弁概要]

- ・一般論として、いわゆるブラックリスト情報というものが、関係機関から様々な情報の提供を受け、それに基づいて、上陸審査をしている。
- ・情報の入手先等の詳細については、事柄の性質上、回答を控えさせていただきます。

問3. 仮に、外国政府から提供された情報があるとすれば、それを特定秘密として扱う必要はないのか。

[令和5年3月27日審査会]

[答弁概要]

- ・そうした情報も、特定秘密に該当するか検討しているが、要件に該当しないとの判断から、特定秘密に指定していない。

問4. 例えば米国からトップシークレットとして提供された場合であっても、特定秘密に該当しないのか。

[令和5年3月27日審査会]

〔答弁概要〕

- ・一般論として回答するが、そうした情報が当庁に直接提供されるのかは、それが特定秘密に該当するののかという問題とは、別の話である。
- ・いずれにせよ、関係機関から、我々が上陸審査をするのに必要十分な情報を提供あるいは共有させていただいている。

問5. 海外から提供されたブラックリスト等に関する情報は、特定秘密の指定の3要件のうち、どれに該当しないと考えているのか。

[令和5年3月27日審査会]

〔答弁概要〕

- ・一般論で回答すると、安全保障のために我が国が実施する施策や取組等に関するものでなく、安全保障に著しい支障を与えるおそれは認め難い、と判断している。

キ 公安調査庁（令和5年3月27日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

公安調査庁では令和3年中に新たに4件の特定秘密を指定した。その概要は、外国の政府から提供を受けた「特定有害活動の防止」に関する情報、外国の政府から提供を受けた「テロリズムの防止」に関する情報、人的情報源に関する情報及び「特定有害活動の防止」に関する分析情報である。

また、令和3年中、4件の特定秘密について、指定の有効期間の延長を行った。いずれも、特定秘密の指定要件を満たす状況に変化はなく、有効期間を5年延長した。

なお、特定秘密の指定の解除を行ったものはない。

(1) 主な質疑及び答弁の概要

問1. 公安調査庁は、国内担当と海外担当があると思うが、実際に海外において、情報収集をしているのか。先般より、日本人がスパイとして摘発されるという状況が生じているが、そうした人達をどう守ろうとしているのか。

[令和5年3月27日審査会]

[答弁概要]

- ・前提として、当庁の調査活動の具体的内容については、今後の将来的な調査活動への影響もあることから、回答は控えさせていただきたい。

問2. ロシアで公安調査庁の職員が拘束された旨のテレビ番組が放送されたようであるが、事実関係について、説明を求める。

[令和5年3月27日審査会]

[答弁概要]

- ・詳細については、回答を差し控えさせていただきたい。ただ、周辺国の動向については関心を持って情報収集に努めている。

クー① 外務省（大臣官房）（令和5年4月10日審査会）

(ア) 政府参考人からの説明概要

a 外務省全体

外務省において、令和3年中に新規に指定した特定秘密は1件である。令和3年1月1日付で指定した外-46であり、詳細は国際情報統括官組織のセッションで説明する。

→「クー②外務省（国際情報統括官組織）(ア) 政府参考人からの説明概要」参照

令和3年中に指定を解除した特定秘密はない。

b 大臣官房

大臣官房が指定している特定秘密は、令和3年末時点で4件である。

その内訳は、①公電秘匿用暗号の外-1、②ファイル秘匿用暗号の外-2、③ネットワーク秘匿用暗号の外-3、④公衆網秘匿用暗号の外-4である。

大臣官房では、令和3年中に新たに指定した特定秘密はなく、また、解除したのものもない。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問1. 適合事業者のうち、[不開示情報] というのは、公電か何かを扱っている会社なのか。

[令和5年4月10日審査会]

[答弁概要]

- ・暗号関係の業務を委託している事業所である。公電のみならず、ファイルを交換する際の暗号であるとか、いろいろなものの暗号である。

問2. 暗号というのは、同盟国に対してコードを教えることもあるのか。また、ファイブ・アイズ¹⁴に入った場合には、そういうものをお互いに公開し合うことになるのか。

[令和5年4月10日審査会]

[答弁概要]

¹⁴ ファイブ・アイズとは、米国、英国、カナダ、オーストラリア及びニュージーランドの5か国によるインテリジェンス共有の枠組みの呼称である。

- ・私どもが使用している暗号は、他国に情報を開示していない。したがって、これまで暗号が漏れているというような認識はない。
- ・ファイブ・アイズに関しては、まだそういった協力に参加していないことから、仮定のことについて、今この場でお答えするのは困難であるということを御理解いただきたい。

クー② 外務省（国際情報統括官組織）（令和5年4月10日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

国際情報統括官組織が指定している特定秘密は、令和3年末時点で27件である。

その内訳は、①外国の政府又は国際機関から得られた情報に関する外-12、36、39、42、43、44、45及び46の8件、②衛星情報に関する外-17～27の11件、③内閣情報調査室から提供された情報に関する外-28～35の8件である。

国際情報統括官組織では、令和3年中に外-46を新規に指定した。この指定は、先述した外-12、36、39、42、43、44及び45と同旨のもので、この情報が漏えいすると、外国の政府等との信頼関係や我が国の秘密保護に関する信用が損なわれ、情報提供や協力関係の存続・進展に重大な支障が生じることから、特に秘匿する必要がある、指定したものである。

また、令和3年中に、平成29年1月に指定した外-42について、有効期間を延長している。その理由は、本指定の対象情報が、本指定の有効期間が満了する時点においても公になっておらず、漏えいすると、外国の政府等との信頼関係や我が国の秘密保護に関する信用が著しく損なわれ、今後の情報提供や協力関係の存続・進展に重大な支障が生じることから、引き続き特に秘匿する必要があるためである。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問1-1. 特定秘密保護法の別表の第2号には「外交に関する事項」とあり、運用基準の事項細目では「イ 外国の政府等との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの」、「ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針」など、いろいろ書いてある。

こういった情報で外国から入手するものについては、外務省は特定秘密として扱っていないのか。

[令和5年4月10日審査会]

[答弁概要]

(大臣官房)

- ・外交に関しては別表第2号に関するものが多いかと思われるが、特定秘密とは、別表に該当し、かつ、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘

匿することが必要であるものとして指定するものである。

したがって、外務省において扱っている情報のかなり多くの部分が、これに該当するというわけではない。

問 1-2. 外交官が入手する情報は、普通、別表第 2 号の事項細目にある情報に全て該当するのではないか。このような情報を特定秘密として扱わないということは、よほど情報について軽んじているか、大して重要でない情報しか集められていないということになりはしないか。

[令和 5 年 4 月 10 日審査会]

〔答弁概要〕

(大臣官房)

- ・ (別表に該当するもののうち、) 外部に漏えいすることによって安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるものに関して、特定秘密に指定している。

クー③ 外務省（総合外交政策局）（令和5年4月10日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

総合外交政策局が指定している特定秘密は、令和3年末時点で外-11、40、41の3件である。

①外-11は、平成25年から26年までに登録された、我が国の周辺地域における有事に関する外国の政府との協議に関するもの、②外-40は、平成28年中に国際テロリズムに関して総合外交政策局の情報源になった者などに関するもの、③外-41は、平成28年中に国際テロリズムに関して外国の政府又は国際機関から提供された情報に関するものである。

令和3年中に、新たに特定秘密に指定したもの、解除したもの、有効期間が満了したもの、有効期間を延長したものはない。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問1-1. 説明では、平成28年など古い情報を指定しているとのことだった。現在までの間で、もっと新しい情報は入ってこないものなのか。

[令和5年4月10日審査会]

[答弁概要]

- ・平成27年に国際テロ情報収集ユニット（CTU-J）を設置したときに指定した特定秘密である外-37及び外-38は、特に保護すべき情報が何もなかったため、すぐに解除した。
- ・平成28年は、特定秘密に指定すべきものがあつたため、これを指定した上で、今日に至るまで引き続き延長している。
- ・平成29年以降は、実際には特定秘密の3要件に該当する情報がなかったため、指定されていない。
- ・外-11は、平成25年から26年までに登録された協議に関する情報であり、この協議がまだ継続している。新たな情報が入ってくれば、この特定秘密の箱の中に入れることになっている。

問1-2. 随時いろいろな会議が行われており、また、外国から情報が入ることもあると思う。そういった毎年の情報は、特定秘密として指定しないのか。

[令和5年4月10日審査会]

[答弁概要]

- ・御指摘のとおり、平成 29 年以降もいろいろな情報収集はしている。
しかし、まさに特定秘密の 3 要件に該当するものがないので、特定秘密として新たに登録しているものはない。

クー④ 外務省（アジア大洋州局）（令和5年4月10日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

アジア大洋州局が指定している特定秘密は、令和3年末時点で3件である。その内訳は、①北朝鮮の核・ミサイル開発に関する外-7、②拉致問題に関する外-8、③東シナ海の領域保全に関する外-16である。いずれも平成26年12月26日付で指定し、令和元年12月26日付で指定の有効期間を5年間延長している。

また、アジア大洋州局では、令和3年中に新たに指定した特定秘密はなく、解除したものもない。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問1-1. 今般、海上自衛隊で特定秘密漏えい事案があった。元職員との関係が再発防止の検討対象となり、防衛省では元職員との接触に関するルール作りを行っている。

外務省には、元職員との接触や省内への立入りに関するルールはあるのか。

[令和5年4月10日審査会]

[答弁概要]

(大臣官房)

- ・外務省においては、元職員との接触やレクをする際の決まりは、今のところはない。また、省内への立入りについては、元職員に限らずルールを設けている。
- ・また、諸研修において、国家公務員法第100条の守秘義務、あるいは、Need to Know の原則¹⁵はもとより、元職員を含め知る必要のない人物に対して秘密情報を漏らしてはいけないとの原則を周知徹底するようにしている。
- ・今般の海上自衛隊における特定秘密漏えい事案を受け、特定秘密の適性評価を受けた者、また受ける予定の者に対して、改めて、特定秘密を取り扱う資格のない者に特定秘密を漏らしてはならない旨の研修を実施した。その他の省員についても、同事例を取り上げた研修を実施するようにしている。

¹⁵ 「情報は知る必要がある者にのみ伝え、知る必要のない者には伝えない。」という原則。

問1-2. 元職員との接触ルールはないということだったが、例えば防衛省が今後行うことにしたレク依頼の報告の制度化や窓口の一元化などは、外務省としてはルール化する予定はないのか。

[令和5年4月10日審査会]

[答弁概要]

(大臣官房)

- ・現時点では検討していない。

問2-1. 台湾関連の情報は、どう扱われているのか。特定秘密に指定している情報はあるのか。

日台交流協会は民間団体だが、情報のやり取りはどのように行われているのか。集めた情報は、公電等含めて、どのように秘密を守りながら日本の本省に伝えるのか。

[令和5年4月10日審査会]

[答弁概要]

- ・特定秘密は別にして申し上げると、台湾に関する情報については、同志国を含めた各国との様々な情報交換など、情報収集活動を行っている。秘密管理については、外務省の秘密管理の規程に基づいて指定をしている。
- ・情報をどのようにやり取りしているか、さらには、どのルートで行っているかについては、この場では申し上げることができないことを御理解いただければと思う。
- ・もちろん交流協会を通じて情報を得ることもあるが、様々な形で得た情報については、秘密をしっかりと管理できる方法を使ってやり取りしている。

問2-2. 外-16 は、東シナ海における我が国領域の保全又は海洋、上空等における権益の確保に関する情報ということだが、この中に台湾関係の情報は入っていないのか。

[令和5年4月10日審査会]

[答弁概要]

- ・台湾情勢一般という形で含むことは一概に想定されていないが、東シナ海における我が国領域の保全、さらには海洋等における権益の確保という観点から指定されるかどうかという判断になる。

問2-3. 台湾における情報収集活動では、本省には行けないから、近所の喫茶店で行うという話もある。そのような状況でよいのか。

[令和5年4月10日審査会]

〔答弁概要〕

- ・台湾は、日本にとって基本的な価値観を共有している非常に重要なパートナーであると認識している。様々な形でのやり取りはあると思うが、台湾との関係については我が国の基本的な立場があり、引き続き、その立場の中で適切に対応していきたい。

問3. 中国の在外警察拠点のようなものに関する情報などについては、特定秘密に指定していないのか。

[令和5年4月10日審査会]

〔答弁概要〕

- ・アジア大洋州局では、先ほど御説明したように、①北朝鮮の核・ミサイル、②拉致、③東シナ海の領域保全に関するものの3つの分野のみ指定しているということである。

○委員からの指摘事項

- ・外務省においても、元職員との接触に関するルール作りを検討すべきである。

クー⑤ 外務省（北米局）（令和5年4月10日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

北米局が指定している特定秘密は、令和3年末時点で2件である。

その内訳は、①2007年8月10日に署名された日米G S O M I A（秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国との間の協定）の下で米側から我が国に提供された秘密軍事情報等に関する外-5、②日米安全保障協議委員会（「2+2」）及び日米防衛協力のための指針など、日米安保体制の下で行われる日米間の協力に関する検討、確認、協議等についての情報で、国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報に関する外-6である。

北米局では、令和3年中に新たに指定した特定秘密はなく、解除したものもない。

(1) 主な質疑及び答弁の概要

問1. 中国の偵察気球とされるものに関する情報については、アメリカ政府が関連情報の一部の機密を解除して関係国と共有する方針といった報道もあるが、特定秘密に指定するようなものはないのか。

[令和5年4月10日審査会]

[答弁概要]

- ・日米では日頃から緊密に意思疎通を行っている。気球の件に関して、その中で種々提供された情報はある。
- ・今まで提供されている情報の中で、特定秘密に指定したものがあるかについては、[不開示情報]。

問2-1. 北米局が指定している2件の特定秘密は、平成26年に指定され、指定の有効期間が延長されてきている。その後に情報提供を受けたものについても、この特定秘密の箱の中に入るといふことか。

[令和5年4月10日審査会]

[答弁概要]

- ・御指摘のとおりである。
- ・その後に提供された情報については、外-5は[不開示情報]であり、外-6は[不開示情報]である。

問2-2. 日米GSOMIAの枠組みではない形で入ってきた情報は、どのように管理しているのか。

[令和5年4月10日審査会]

〔答弁概要〕

- ・あくまで3要件、別表該当性、非公知性、特段の秘匿の必要性に照らして指定している。
- ・具体的には、[不開示情報]。

問3-1. アメリカでトップシークレットに指定されている情報であっても、日本で特定秘密に指定されないこともあるのか。

[令和5年4月10日審査会]

〔答弁概要〕

- ・日本側においては、あくまで、特定秘密保護法の3要件に照らして特定秘密に指定するか判断している。必ずしもアメリカ側の整理には依存しておらず、日米でずれが生じることは論理的にはあり得る。
- ・具体的にそのようなケースがあるのかは、今この瞬間は承知していないが、実態としてはほとんどないと思われる。

問3-2. 特定秘密保護制度は、諸外国からもたらされた情報が外に漏れないようにするため、各省庁同じ基準のラインを作って漏れないようにしようということが議論の始まりだった。相手国側がトップシークレットとして提供してきた情報は、やはり日本でも特定秘密に指定しなければ、提供国との信頼関係が成り立たなくなるのではないか。特定秘密保護法自体の根幹に関わる話ではないか。

[令和5年4月10日審査会]

〔答弁概要〕

- ・特定秘密に指定しないと漏えいするというわけではなく、(外務省の行政文書管理規則に基づき、)極秘や秘といった秘指定をすることにより、きちんと保護している。
- ・その上で、特定秘密保護法のもと、罰則がある形で秘密を保護するという枠組みがあること自体は、米側と日々接触して防衛上の協力等を進めていく中で、明らかに米側が日本側に情報を提供しやすくなる枠組みとして有効に機能している。

問3-3. 特定秘密保護法の趣旨の一つに、各役所がそれぞれ自分たちに都合の悪い情報を廃棄したり隠匿したりしないということがあったはずである。外務省においては、特定秘密にならない別の基準で秘密の保持をしている、重要な資料だけでも特定秘密に指定しないで持っているというように聞こえるが、それで大丈夫なのか。

[令和5年4月10日審査会]

〔答弁概要〕

- ・あくまで特定秘密保護法に照らして判断しており、法の要件に該当するものは特定秘密にきちんと指定して保存し、対応している。

問3-4. アメリカから提供を受けたトップシークレットの情報に関して、日本側の特定秘密の指定とずれがあることについては、アメリカとの信頼関係を確保するためにも、この際、点検をした方がよいと思うが、どうか。

[令和5年4月10日審査会]

〔答弁概要〕

- ・承知した。

クー⑥ 外務省（欧州局）（令和5年4月10日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

欧州局が指定している特定秘密は、令和3年末時点で1件である。具体的には、日露平和条約締結交渉に関する外-14である。

欧州局では、令和3年中に新たに指定した特定秘密はなく、解除したものもない。

(1) 主な質疑及び答弁の概要

問1. ウクライナのキーウにある在ウクライナ大使館が一時閉鎖をした。そのような場合には、機密文書を含む文書を一時的に避難させる必要があると思うが、どのようにしているのか。

[令和5年4月10日審査会]

[答弁概要]

- ・まず一般論として、特定秘密文書は、廃棄する場合には、外務省の特定秘密保護規程に基づいて、内閣総理大臣の同意を得た上で、保全責任者又はその指名する職員の立会いの下で廃棄することになる。
- ・ただし、緊急事態、今回のウクライナの事態はまさに緊急事態に該当するかと思うが、そういうものに際しては、同規程に基づき、特定秘密の漏えいを防止するため他に適当な手段がない場合には、あらかじめ外務大臣の承認を得た上で廃棄することになる。事前に外務大臣の承認を得る手段、時間がない場合には、廃棄後速やかに外務大臣に報告するという制度になっている。
- ・なお、在ウクライナ大使館の一時避難に当たっては、[不開示情報]。また、[不開示情報]、適切に取り扱ったところである。

問2. ウラジオストク総領事館員が違法な情報収集活動を行ったとして拘束された事案について、ロシア側が公開した動画では、同館員がいろいろと事実を認めているかのような映像が映し出されていた。事実関係と館員のそのような対応が適切だったのかについて聞きたい。

[令和5年4月10日審査会]

[答弁概要]

- ・昨年（令和4年）9月22日、ウラジオストクにおいて、在ウラジオストク総領事館の館員が、終始目隠しをされたまま、両手それから頭を押さえつけられた、身動きが取れないような状態にされて連行

- された。その上で、威圧的な取調べを受けるということが発生した。
- これは、領事関係に関するウィーン条約及び日ソ領事条約の明白な違反であるということで、同日中に外務省ロシア課長から在京ロシア大使館に対して嚴重な抗議を行うとともに、謝罪、再発防止を強く求めたところである。
 - 事件発生から4日後の9月26日には、ロシア外務省から在ロシア日本国大使館に対して、この館員が違法な情報収集活動を行ったということを理由にペルソナ・ノン・グラータ¹⁶と指名し、同館員の退去を求めるという要請があった。これを受けて、同館員はロシアを退去した。
 - 9月27日、森外務次官から駐日ロシア大使に対して、大使を外務省に召致した上で嚴重に抗議し、ロシア側からの正式な謝罪と再発防止を求めたところである。
 - 実際、身柄を拘束され、尋問を受けたプロセスでいろいろなやり取りがあったということは事実である。こういった場合に備えて、外務省においては、情報機関の活動が特に活発な国に赴任する者に対しては、通常の情報防護の研修に加え、個別にも研修を行っている。その中で、現場対応については、具体的な教育指導を行っている。
 - また、今回の事案も受け、改めて注意喚起を行うとともに、その国固有の注意ポイントがあるので、現地で定期的に同様の研修を行うようにしているところである。
 - ロシア側が発表したビデオについては、国際法に違反する身柄拘束、それから取調べ、かなり威圧的なことが行われている中で、かつ、ロシア当局が意図を持って作成した、当初からこういう筋書きでと書かれたものに基づいて作成・編集し、公表したものであり、その中身について、正当性等を一切認めることはできない。
 - いずれにしても、今回の事案において、当該館員が行っていたことというのは、通常的外交活動、あるいは、領事官の活動として当然の活動の範囲内にとどまるものであって、ロシア側が主張するようなスパイ活動を行ったということは全くない。

¹⁶ ペルソナ・ノン・グラータ (*persona non grata*) とは、「好ましくない人物」という意味のラテン語であり、外交関係に関するウィーン条約(昭和39年条約第14号)第9条1は、接受国は、いつでも理由を示さず、派遣国に対し、使節団の長又は使節団の外交職員である者がペルソナ・ノン・グラータであることを通告することができ、派遣国は、状況に応じ、その者を召還し、又は使節団におけるその者の任務を終了させなければならない旨を規定している。また、同条2は、派遣国がその義務を履行することを拒否した場合又は相当な期間内にこれを履行しなかった場合には、接受国は、その者を使節団の構成員と認めることを拒否することができる旨を規定している。(領事関係に関するウィーン条約(昭和58年条約第14号)第23条も同様。)

クー⑦ 外務省（領事局）（令和5年4月10日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

領事局が指定している特定秘密は、令和3年末時点で1件である。具体的には、大規模緊急事態発生時の邦人退避に関する外-13である。

令和3年中に新たに指定した特定秘密はなく、解除したものもない。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問1-1. 邦人拘束事案における解放への交渉経緯については、公にすると安全保障上支障が出てくると思うが、特定秘密に当たるものはないのか。ないとすれば、それはどういう理由からか。

[令和5年4月10日審査会]

〔答弁概要〕

- ・特定秘密を指定するに当たっては、特定秘密保護法第3条に定められる3要件に照らして厳格な判断を行っている。
- ・御指摘の件については、こうした判断の結果、特定秘密として指定しているものはない。

問1-2. 別表該当性で言えば、別表第4号「テロリズムの防止に関する事項」に当たる可能性があるのではないか。公になっておらず、しかも、テロリストとどのような交渉をしたかという話は、今後の我が国の安全保障に対しても著しい支障を与える可能性があるとも言えるとも思う。どういう理由で特定秘密に当たらないのか。

[令和5年4月10日審査会]

〔答弁概要〕

- ・今後の可能性として、検討の結果、特定秘密として指定するような情報が出てくるかもしれないということは御指摘のとおりである。

問1-3. 特定秘密に該当するかの判断は、制度上、外務省が行うのだと思う。

先の意見は、こうした情報が明らかになると安全保障上大きな問題・影響があるのではないかというものだったが、外務省としては、要件に該当しないと判断したということか。

[令和5年4月10日審査会]

〔答弁概要〕

- ・要件への該当性は、外務省として判断するということになると考えている。
- ・これまでのところ、特定秘密に指定すべき情報等はなかったということである。

ケ 経済産業省（令和5年3月27日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

経済産業省では、令和3年末時点で情報収集衛星に関するもの4件を特定秘密に指定している。これらの特定秘密は、全て平成26年の特定秘密保護法施行時に、既に内閣官房から提供を受けていた衛星情報について経済産業省本省において指定したものである。

それ以降、新たな指定や取扱いについての変更はなく、指定の解除は行っていない。

なお、これらの特定秘密文書は全て保存期間が満了したため、令和3年中に全て廃棄した。

文書廃棄後も、当該文書の原本を有する内閣官房が特定秘密として指定しており、引き続き特定秘密の内容を了知している当省職員による適切な情報管理を継続するため、当省においても、引き続き特定秘密の指定を維持している。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問. 経済産業省が所管する中には、例えば、原発や半導体といった安全保障上極めて重要な情報に関するものなど、特定秘密が関連する事案があるのではないか。

[令和5年3月27日審査会]

[答弁概要]

- ・御指摘のように、エネルギーや経済安全保障の関係で、様々な情報に接している。これまでのところ、特定秘密に該当し、指定を行うという状況には至っていないが、今後そうした状況が生じる可能性は十分あると考えており、その場合には特定秘密保護法による指定を行いたい。

コ 海上保安庁（令和5年3月27日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

海上保安庁において、令和3年末時点で指定している特定秘密は22件であり、その内訳は、①内閣情報調査室から提供を受けた外国政府等との情報協力業務関係が3件、②内閣情報調査室から提供を受けた情報収集衛星関係が11件、③海上保安庁が行った外国政府との情報協力業務関係が8件である。

また、令和3年中に指定した特定秘密は1件である。

なお、令和3年末までに特定秘密の指定を解除したものはない。

海上保安庁では平成28年から令和3年末までの間に延べ23件の特定秘密について指定の有効期間の延長を行ったところであるが、令和3年中に3件の特定秘密について、指定の有効期間を3年間延長した。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問1. 先日、海上自衛隊で特定秘密の漏えいが明らかになった。海上保安庁も海上自衛隊と同様に、強固な縦社会であると考えますが、元職員が講演等のために情報提供を求める等行っていないか、注意喚起や点検は行ったのか。

[令和5年3月27日審査会]

[答弁概要]

- ・元職員が講演等を行う場合の資料等の要求窓口は、政策評価広報室が一元的に対応し、その際には一般公開されている広報資料を用いて説明を行っている。場合によっては、広報室の職員以外に原課の職員が対応することもあるが、あくまでも対外的に公表されている資料の範囲で説明をしている。
- ・今回の防衛省の事件を受け、昨年（令和4年）12月に内閣情報調査室から注意喚起に関する文書が発出されている。これを踏まえ、全職員に特定秘密等に関する注意喚起、法律の制度等について注意喚起を実施するとともに、特定秘密を扱っている職員に対して改めて保全教育を実施し、今年（令和5年）1月までに終了している。
- ・併せて、特定秘密の取扱業務から離れる職員に対しても、改めて守秘義務を徹底するよう教育を実施しているところである。

問 2. 離島防衛に関して蓄積された膨大な情報は、特定秘密として指定されているのか。

[令和 5 年 3 月 27 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・領海警備等の業務において、船艇や航空機等による哨戒の結果、入手した船舶等の情報があるが、これらについては、秘匿性の高いシステムを使って管理している。
- ・海上保安庁が哨戒等により得た情報については、特定秘密の指定はしていないが、秘匿性の高い情報として厳格に管理している。

問 3. 外国政府がトップシークレットとして提供した情報を、3要件を満たしていないとの理由により、日本側が特定秘密に指定しないということはあるのか。

[令和 5 年 3 月 27 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・外国の政府から情報協力業務により提供された資料は、相手国の秘密の区分等を確認の上、相互にどのような保全措置を行うかを確認している。
- ・相手国が、トップシークレットというような極めて高い機密区分にしている情報の提供を受けた場合には、我々も特定秘密として情報を管理している。
- ・なお、海上保安庁が指定している海-15～22 は外国政府から得られた情報であり、特定秘密として指定している。

問 4. 海上保安庁では、昨年 10 月から無人機であるシーガーディアンを共同運用しているが、その運用のための電波の周波数は特定秘密に該当しないのか。

[令和 5 年 3 月 27 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・シーガーディアンの周波数については、秘匿性の高い情報として対外的な公表はしていないが、現時点において、特定秘密の 3 要件には該当しないと判断し、特定秘密として指定していない。

サー① 防衛省（防衛政策局）（令和5年1月20日、3月27日及び4月10日審査会）

→海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案（令和5年1月20日、3月27日及び4月10日審査会）については、「第2-3 勧告」参照

(7) 政府参考人からの説明概要（令和5年1月20日審査会）

a 防衛省全体

防衛省では、特定秘密保護法施行以降、令和3年末までの間に、特定秘密の指定を416件、指定の解除を10件、満了を31件それぞれ行い、令和3年末時点で375件の特定秘密を運用している。

このうち、令和3年中に、特定秘密の指定を29件、指定の解除を2件、満了を1件、延長を18件、指定書の記載事項の変更を21件行った。

また、令和3年末時点で、作成から30年を超える特定秘密文書の保有件数は、400件である。

b 防衛政策局

防衛政策局が令和3年中に行った特定秘密の指定は、25件である。その内容は、防衛省自ら収集した電波情報等関係で指定したものが7件、外国の政府等から提供された画像情報等の収集整理等関係で指定したものが1件、外国の政府等から提供された電波情報等関係で指定したものが6件、防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り等関係で指定したものが2件、自衛隊の運用計画等関係で指定したものが8件、外国軍隊等の組織を見積もった情報関係で指定したものが1件である。

また、対象情報が指定の要件を引き続き満たすと判断し、指定の有効期間を延長したものが16件ある。なお、延長した指定の有効期間は5年間である。

指定書の記載事項を変更した件数は19件であり、令和3年中に指定の有効期間が満了を迎え延長する指定に関して、特定秘密を取り扱わせることができる官職又は部署の追加などの変更を行った。

(イ) 政府参考人からの追加説明概要（令和5年4月10日審査会）

（防衛省における特定秘密文書等の不適切な取扱事案について）

防衛省において近年生じた特定秘密の不適切な取扱いがなされた事案の概要・原因・懲戒処分等について御報告する。なお、現在引き続き確認中の事案もある。

今後、このような事態が生ずることがないように、審査会への御報告の必要性を含めた各種手続について、今一度、省内関係職員の認識の徹底を図る考えである。

このような特定秘密の不適切な取扱いが発生している状況を深刻に受け止め、海上自衛隊幹部による特定秘密等漏えい事案を受けた再発防止措置の徹底とともに、保全措置の徹底を図っていく。

(ウ) 主な質疑及び答弁の概要

問. 本件は、大臣にも報告が上がっていなかったようだが、これは、日本の民主主義の、シビリアンコントロールの根幹に関わる問題である。そのような危機感を持っているか。

[令和5年4月10日審査会]

〔答弁概要〕

- ・御指摘のとおりである。報告されなかったことについては、担当者によってそのような業務の処理がなされたものであるが、これは、管理者による指導監督が行き届いていなかった。
- ・今後こういうことがないよう、しっかりと報告がなされるように、教育などを通じて、職員の認識の徹底に努めてまいりたい。

サー② 防衛省（大臣官房）（令和5年1月20日審査会）

政府参考人からの説明概要

（内閣府と廃棄協議中の特定行政文書ファイル等）

資料を提出した令和4年7月29日現在、独立公文書管理監による検証・監察を終え、内閣府との廃棄協議中の特定行政文書ファイル等は、令和3年度に独立公文書管理監から廃棄妥当通知を受けたもので、複製物が391件、原議が5件の計396件、文書にして計2,786件ある。

これら396件のうち、特定行政文書ファイル等391件、文書にして2,758件を廃棄とする理由については、「防衛、警備等計画の作成等に関する訓令に基づき作成する部隊等の防衛、警備等計画」等に関する文書であり、これらの文書はいずれも複製物であって、正本が別途保管されていることから、保存期間満了後の措置を廃棄としている。

残りの特定行政文書ファイル等5件、文書にして28件については、防衛・警備等計画を作成するに当たって、海上幕僚監部内において、関係課へ意見照会を行った際に配布した資料であり、防衛・警備等計画作成の検討過程が記録された資料は、別途保管されていることから、保存期間満了時の措置を廃棄としている。

（令和3年中に廃棄した特定行政文書ファイル等）

特定秘密又は特定秘密であった情報が記録された保存期間1年以上の文書及び当該文書を保存する行政文書ファイルのうち、令和3年中に廃棄した特定行政文書ファイル等は312件、文書にして2,146件である。

これらは、「防衛、警備等計画の作成等に関する訓令に基づき作成する部隊等の防衛、警備等計画」等に関する文書で、いずれも複製物であって正本が別途保管されていることから、保存期間満了時の措置を廃棄としたものである。独立公文書管理監から保存期間満了時の措置について、廃棄が妥当である旨の通知を受けた後、平成30年3月20日及び平成31年3月12日に内閣府に対して廃棄協議を行い、令和3年7月20日に内閣総理大臣から廃棄の同意が得られたことから、令和3年7月から10月にかけて、関係規則に基づき、適切に廃棄を行った。

なお、令和3年中に国立公文書館へ移管した特定行政文書ファイルはない。

（特定秘密文書の歴史公文書等該当性の判断基準を示す内規等）

令和4年3月30日に防衛省行政文書管理規則の一部改正を行った。本改正は、公文書管理法施行令（平成22年政令第250号）及びガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）が改正されたことに伴うもので

ある。特定秘密文書にも適用される歴史公文書等の該当性の判断基準を示す別表第2においては、政策単位での保存期間満了時の措置を移管とするものに新たに「新型コロナウイルス感染症関連」を追加した。

また、令和4年6月28日の改正は、同年3月に改正した内容の一部にガイドラインの内容が正しく反映されていなかったため、これを改めたものである。

サー③ 防衛省（整備計画局）（令和5年1月20日審査会）

政府参考人からの説明概要

令和3年中に指定した特定秘密は3件である。その内訳は、海上自衛隊及び統合幕僚監部がそれぞれ作成した規約関係で指定したものが2件、令和3年5月以降の次期戦闘機の性能に関する情報関係で指定したものが1件である。

期間中、対象情報が特定秘密の指定の要件を満たさないと判断し満了させたものは1件である。なお、満了後における秘密区分は、省内規則に基づく「注意」として管理している。

指定の解除をした件数は2件である。その内訳は、解除条件を満たしたことを確認したため解除したものが1件、そして、対象情報が特定秘密の指定の要件を満たさなくなったと判断し解除したものは1件であり、解除後における秘密区分は、省内規則に基づく「注意」として管理している。

対象情報が指定の要件を満たすと判断し延長したものは2件であり、延長した指定の有効期間は5年である。

指定書の記載事項の変更を行ったものは2件であり、令和3年中に特定秘密の指定の有効期間が満了を迎え延長する指定に関して、特定秘密を取り扱わせることができる官職又は部署の追加などの変更を行った。

サー④ 防衛省（統合幕僚監部）（令和5年1月20日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

統合幕僚監部では、特定秘密保護法施行以降、令和3年末時点で、10件の特定秘密を指定し、運用している。

このうち、令和3年中に指定した特定秘密は1件であり、指定の解除、指定の満了、指定の延長及び指定書の記載事項の変更はなかった。なお、指定を行った1件の特定秘密は、[不開示情報]。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問. 統合幕僚監部は、自衛隊の統合運用に関する総合的な調整を行っている重要な部局であるにもかかわらず、他の部局に比べ指定している特定秘密の数が少ないように思える。その理由は何か。

[令和5年1月20日審査会]

〔答弁概要〕

- ・御指摘のとおり、統合幕僚監部の指定する特定秘密は令和3年末時点で10件であり、他の部局に比べると少ないかもしれない。しかし、特定秘密の指定は必ずしも文書等の作成部署において行われるとは限らず、統合幕僚監部で作成した特定秘密文書を他部局が作った指定に入れることもあり、統合幕僚監部が作成する特定秘密文書自体はかなり多くのものがある。

シ 防衛装備庁（令和5年3月6日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

防衛装備庁における令和3年末時点の特定秘密の指定件数は19件である。このうち、令和3年中に新たに指定したものは1件で、防衛装備庁と英国国防省との間で署名された「日本国防衛省と英国国防省との間の戦闘機関連技術開発プロジェクトに関する協力覚書」に基づく当該プロジェクトの実施のために取り扱う情報で、英国国防省から提供される秘密情報等を特定秘密に指定したものである。

平成28年に指定した1件の特定秘密について、令和3年中に指定の有効期間の満了を迎えたが、厳しい安全保障環境下における防衛力整備のための検討が今後も続くことと想定されることから、引き続き特定秘密の指定の3要件を満たすと認め、指定の有効期間を5年延長した。

なお、指定を解除したものはなく、指定の有効期間が満了したものはない。

令和3年末時点において、作成から30年を超える特定秘密文書の保有件数は、[不開示情報]。

令和3年中に廃棄した保存期間が1年以上の特定秘密文書は3件あり、いずれも平成17年に作成した潜水艦の設計等に関する文書を複製したもので、その後使用目的を達成したことから廃棄したものである。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問1. 防衛関連企業は、下請企業を含めると1万社にも及ぶといわれる。サイバーセキュリティ対策や情報管理について、プライム企業¹⁷だけでなく、下請企業を含めたサプライチェーン全体の状況を把握できているか。

[令和5年3月6日審査会]

[答弁概要]

- ・サイバーセキュリティ対策については、防衛装備庁とプライム企業の間で契約上、やらなければいけないこととして定めている。下請企業においても、プライム企業との契約に基づいて対策を行わなければならないことになっている。
- ・サイバー攻撃側の技術水準の高度化に対応して、防衛産業のサイバーセキュリティ基準を更に程度の高いものに変更した。それを徹底

¹⁷ ここでいう「プライム企業」とは、防衛装備品の開発と生産に関わる企業のうち、防衛省や防衛装備庁と直接の契約関係にある企業のことを指す。

するよう、プライム企業、下請企業共にお願いしており、経費を含めた措置を講じることで万全を期したいと考えている。

- ・防衛装備庁として、これまでもサイバーセキュリティも含めたサプライチェーンの調査を行っている。さらに、防衛省のサプライチェーンの調査権限を規定する防衛産業基盤強化法案¹⁸を今国会に提出しており、それをもって企業に対して調査していきたいと考えている。

問2. 防衛装備品の製造に関わる企業が、利益を得ながら日本の防衛産業を支えていくことが必要であると考え、防衛装備庁としては、どのように認識しているか。

[令和5年3月6日審査会]

〔答弁概要〕

- ・防衛産業の基盤強化を図るべく、防衛産業基盤強化法案¹⁹を今国会に提出している。それによって、サイバーセキュリティやサプライチェーンのリスクを防ぎ、プライム企業だけでなく下請企業を含めて防衛産業全体をきちんと底上げしたいと考えている。
- ・一方で、特定秘密は必要最小限の指定にとどめるべきとの要請があるので、そこは守りながらも、今後は、企業がやりがいを持ちつつ、将来のビジネスの道行きが見えるようやっていきたいと考えている。

¹⁸ 「防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律案」(第211回国会、閣法第20号)

¹⁹ 同上